

第1条（本規約の目的）

株式会社RIO以下「当社」といいます。）は、RIO Wi-Fi 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づいてサービスを提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条（本規約の変更）

- 1 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

第3条（本規約の適用範囲）

本規約は、重要事項説明書に記載する当社の提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）及び本サービスに付帯するオプションサービス（以下本サービスとあわせて「本サービス等」といいます。）に適用されるものとします。

第4条（契約申込の方法）

契約をしようとする者（以下「申込者」といいます。）が本サービスのご利用を申込む場合、本規約に同意のうえで、当社所定の手続に従って申込みをしていただきます。

第5条（契約申込の承諾）

- 1 当社は、申込者から本サービスの申込みがあった場合には、所定の審査をするものとし、審査の結果、当社が申込みを承諾するときは、書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）をもって申込者に通知します。当該通知をもって本契約が成立するものとし、書面に記載される日付から契約が効力を発し、申込者は本サービスの提供を受けることができますものものとします。
- 2 当社は、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) 当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
 - (5) その他当社が申込を承諾することが相当でない事情があるとき。
- 3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第6条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者が、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供することはできないものとします。

第7条（契約者の地位の承継）

- 1 相続その他の事由により契約者の地位の承継があった場合、契約者の地位を承継した者は、当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、契約者の地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱うことができます。
- 4 本条第1項又は第2項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

第8条（変更の届出）

- 1 申込者又は契約者は、氏名、名称、住居その他の申込時に届け出た事項に変更があったときは、変更事項を速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める届出がない場合、当社は、契約者に不利益が生じたとしても責任を負いません。なお、当社は、当社に届出を受けている氏名、名称、住居等への通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第9条（サービスの内容等）

本サービスの内容等は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

第10条（サービスの提供区域）

- 1 本サービスの提供区域は、当社と直接又は間接にワイヤレスデータ通信及び回線交換サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している電気通信事業者（以下「関連電気通信事業者」といいます。）が定める通信区域のとおりとします。本サービスは、接続されている端末機器が提供区域内に在圏する場合に利用することができます。ただし、当該提供区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部などの電波の伝わりにくい場所又はネットワーク障害等の通信事情その他の事情等により、通信を行うことができないことや通信速度が低下する場合があります。
- 2 前項の場合、契約者は当社に対し、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第11条（サービスの提供条件）

- 1 本サービスは、当社ではない電気通信事業者が提供する電気通信サービス（以下「卸元電気通信サービス」という。）に依拠して提供されるものです。本サービスの内容、品質、技術条件その他の提供条件が卸元電気通信サービスに従うものであり、卸元電気通信サービスの事情により、中断、中止、制限、変更、解除、廃止その他の制約を受ける場合のあることを契約者はあらかじめ承諾するものとします。
- 2 当社は、本サービスの仕様に対して、部分的な変更、全般的な変更、改良、交換又は削除する権利を常に有するものとします。
- 3 本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

第12条（通信の制限）

- 1 当社は、技術上、保守上、その他のやむを得ない事由が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
- 2 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによる如何なる損害賠償も請求することができません。

第13条（通信時間の測定）

本サービスに係る通信時間の測定方法は、次のとおりとします。

- ① 通信時間は、発信者及び着信者双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします。）から起算し、発信者又は着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、卸元事業者又は携帯電話事業者、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）により測定します。
- ② 前号の定めにかかわらず、契約者回線の故障等、通信の発信者又は着信者の責めに帰すことのできない事由があるときは、別途当社が合理的な方法により定める時間を通信時間とします。

第14条（通信速度等）

- 1 当社が本サービスにおいて定める通信速度はベストエフォート方式を採用しています。
- 2 当社が本サービス上に定める通信速度が実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。
- 3 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
- 4 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損又は滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第15条（第三者への委託）

- 1 当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営（申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続を含む。）にかかわる一切の業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示することがあります。

第16条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、付加価値サービスの提供、その準備行為その他の営業的な活動を行うことができません。

第17条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等（本規約、各種アプリケーション、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は使用を当社に許可する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。

第18条（利用中止等）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 電気通信設備の保守、工事その他の理由によりやむを得ない事由が生じたとき。
 - (2) 第3項の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
 - (3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが相当であると判断したとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ等その他当社が適切と判断する方法により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用が制限されることがあります。

第19条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本規約に定める契約者の義務に違反したとき。
 - (3) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (4) 契約者が過度に頻繁に問合せするなどして当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
 - (5) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (6) 当社に有形無形を問わず損害を与えたとき
 - (7) その他サービスを提供することが相当でないと当社が判断したとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合、当社は、ホームページその他の当社が適切と判断する方法によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第21条（契約者による解約）

- 1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により解約希望日を指定したうえで申し出ていただきます。
- 2 契約者が所定の方法により解約を申し出たときは、解約希望日が到来した時点で本契約が解約されるものとします。
- 3 契約者は、第1項の申し出が当社に到達した時点において未払いの利用料金又は遅延損害金その他の当社に支払うべき費用がある場合には、解約希望日までにこれを支払うものとします。

第22条（当社による解約）

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合は、契約者に書面により通知したうえで本契約を解約す

ることがあります。

- (1) 本規約の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその原因となる事実を解消しないとき。
 - (2) 第20条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
 - (3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ② 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ③ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
- 2 当社が前項に基づき本契約を解約する場合、前項に定める書面が到達した時点で、本契約が解約されるものとします。

第23条（料金）

当社が提供する本サービス等の料金は、重要事項説明書に定めるところによります。

第24条（最低利用期間）

- 1 当社は、本サービスの最低利用期間を定める場合があります。
- 2 最低利用期間を定める場合には、その期間や違約金等を重要事項説明書に記載するものとします。

第25条（利用料金の支払義務）

- 1 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算し、本契約の解約日の前日までの期間について、重要事項説明書に規定する内容にしたがって月額利用料の支払いを要します（提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1日間とします。）。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
 - (1) 本規約に基づく利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要します。
 - ① 契約者の責めによらない理由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合（②に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額利用料の支払いを要しないものとします（ただし、1時間に満たない時間は切り捨てるものとします。）。
 - ② 当社の故意又は重大な過失にその本サービスを利用できない状態が生じたときは、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額利用料の支払いを要しないものとします（ただし、1時間に満たない時間は切り捨てるものとします。）。
- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第26条（割増金）

契約者は、料金の支払いを違法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として

支払っていただきます。

第27条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合による延滞利息を付して支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して14日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第28条（事務手数料）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、当社所定の事務手数料を支払っていただくことがあります。

第29条（料金の計算方法）

当社は、別段の定めがない場合、契約者が本契約に基づき支払う料金は、料金月（契約の起算日から次の暦月における起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します（なお、料金月に満たない契約期間が生じた場合には、日割で計算するものとします。）。

第30条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第31条（支払方法等）

契約者は、料金について、当社が別途定める期日までに、当社が指定する方法にしたがって支払います。

第32条（端末の販売）

当社は、本サービスの提供にあたり、契約者に本サービスの利用に必要な端末（以下単に「端末」といいます。）を販売することがあります。

第33条（端末の検査）

- 1 契約者は、購入した端末の受領後21日以内に、本商品の外観及び数量、本商品が仕様に合致する性能及び品質を有するか否か、端末が通常の機能を備えているか否か、端末が一定時間以上正常に継続動作するか否か等について本商品の検査を行わなければならないものとします。
- 2 契約者は、前項に定める検査により、端末の契約不適合を発見した場合、前項に定める期間内にその旨を当社に書面又は電子メールにより通知するものとします。この場合において、当社においても契約者の通知内容が正しいことを確認したときは、当社は直ちに端末の返品及び取り替えに応じるものとします。
- 3 本商品の交付後21日以内に、契約者が前項の通知をしない場合、端末が検査に合格したものとみなし、以後、契約者は、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任その他の法律上の原因の如何を問わず、本商品の瑕疵、数量不足、品目違いを理由とする損害の賠償、個別契約の解除、代金減額を請求することができないものとします。

第34条（端末に関する免責事項）

- 1 当社は、端末について一定の性能、品質を備えていることを保証するものではありません。
- 2 契約者は、端末の引き渡し後、第33条の検査により契約不適合が発見された場合を除き、端

末の返品を求めることができないものとします。

第35条（端末の貸与）

- 1 当社は、本サービスの提供にあたり、契約者に端末を貸与することがあります。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する端末を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第36条（端末の返還）

- 1 契約者は、本契約が終了した場合、前条第2項に定める通知を受けた場合、貸与を受けた端末を当社所定の方法により当社指定の場所へ速やかに返還するものとします。
- 2 契約者が所定の方法により端末を返還しなかった場合、当社所定の損害金を当社に支払うものとします。
- 3 契約者が端末を返還する際、端末以外の物を同梱していた場合、当社は契約者が当該物品の所有権を放棄したものとみなし、破棄するものとします。破棄に起因して契約者に生じた損害等については、当社は一切の責任を負わないものとし、破棄に過分の費用を要する場合は、契約者に着払いにて返還するか、破棄に要した費用を契約者に請求することがあります。

第37条（端末の管理責任）

- 1 契約者は、貸与を受けた端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 2 契約者は、端末を第三者に利用、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
- 3 契約者による端末の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 第三者が端末を使用したことにより発生した料金等は、すべて契約者の負担とします。
- 5 契約者は、端末を第三者に使用されていることが判明した場合、ただちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示があるときはこれに従うものとします。
- 6 契約者は、端末について、当社の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。

第38条（貸与端末にかかる担保責任）

- 1 当社は、契約者に対して、引渡し時において端末が正常な性能を備えていることのみを担保し、端末の商品性、及び契約者の使用目的への適合性については担保致しません。
- 2 契約者が当社に対して、契約者が端末を受領した後、8日以内に端末の性能につき、書面による通知をなさなかった場合は、端末は正常な性能を備えた状態で契約者に引き渡されたものとします。また、送付の完了をもって、端末に対する危険の負担は契約者に移転するものとします。

第39条（免責事項）

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞なく受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。
- 4 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 5 当社は、本規約に基づく、本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 6 当社は、天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力により契約者に生じた損害について、責任を負いません。

- 7 当社は、本サービスの通信速度につき、いかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。
- 8 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通信損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第40条（禁止事項）

契約者は、次の各事項を遵守しなければなりません。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な態様で利用しないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) 本サービスに利用する ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (11) 各装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (12) 各装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (13) 各装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (14) 当社に提供したすべての情報を正確かつ最新のものに保つものとし、変更が生じた場合にはただちに申告すること。
- (15) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

第41条（契約者の協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) その他、当社が必要と認める事項の実施。

第42条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 本規約に違反している場合

- (2) 契約者の責めに帰すべき事由により本サービスの提供の実施が困難となる場合
- (3) 違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合

第43条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第44条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所、東京地方裁判所および東京地方裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とします。なお、事物管轄を適用しないものとし、訴額にかかわらず地方裁判所または簡易裁判所に訴訟を提起することができるものとします。
- 3 契約者が事業者もしくは法人の場合には、前項に定める裁判所を専属的合意管轄とします。

第45条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定するもの）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 第1項に違反したとき。
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為 ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為。
- 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第46条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたない場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

個人情報取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）

第1条（個人情報の取得）

株式会社RIO（以下「当社」といいます。）は、保護措置を講じたうえで、契約者の以下の個人情報取得、保有し、利用目的の達成に必要な範囲内でこれを利用します。

- (1) 契約者が所定の申込書等に記入、申告した自己の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、預金口座等。
- (2) 契約者または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票、戸籍の附票等公的機関が発行する書類の記載事項。
- (3) 当社がカメラ、ボイスレコーダー等にて取得した契約者の画像、音声等。
- (4) 登記簿等から取得した会社情報（代表者の氏名、生年月日を含みます。）電話番号帳等から取得した電話番号情報、地図等から取得した地図情報および表札情報等の公刊物等から当社が取得した情報。

第2条（利用目的）

当社、委託会社及び本サービスの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。

- (1) 本サービスの提供
- (2) 本サービスの提供に必要な開通工事・保守等
- (3) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (4) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (5) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
- (6) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
- (7) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
- (8) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
- (9) 料金等のご請求

第3条（個人情報の第三者への提供）

契約者は、当社が以下の範囲で個人データを第三者に提供することに同意します。

- (1) 当社は、保護措置を講じたうえで会員等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。
 - ア 当社の提携会社
 - イ 会員等の親族等。
- (2) 当社は、以下の情報を前項の第三者に提供することがあります。
 - ア 申込日、申込商品、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、広告識別子、勤務先名、勤務先所在地等の本人特定情報。
 - イ 交渉経過等の客観的情報。

第4条（個人情報の開示）

当社は、契約者から個人情報保護法の定めに基づき個人情報の開示を求められたときは、契約者ご本人または正当な権限を有する者からのご請求であることを確認のうえで、契約者又は請求者に対し、遅滞なく開示を行います（当該個人情報が存在しないときにはその旨を通知いたします。）。ただし、個人情報保護法その他の法令により、当社が開示の義務を負わない場合は、この限りではありません。なお、個人情報の開示につきましては、手数料（1件あたり2000円）を当社指定の口座にお振込みいただいておりますので、あらかじめ御了承ください。

第5条（利用停止、削除）

当社は、個人情報その他の利用者情報について利用停止、削除を求められた場合、当社が当該請求に応じる必要があると判断した場合は、利用停止、削除の対応を行い、その旨を請求者に通知します。

第6条（問い合わせ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除の求め、およびその他個人情報に関する問い合わせは、当社連絡先(TEL. 050-1399-2634 個人情報取扱責任者：梶山信乃将)まで連絡するものとします。

第7条（本同意条項の変更）

本同意条項について変更が生じた場合は、当社は関係法令の範囲内で本同意条項を変更することができ、変更内容をお客様に通知または当社が相当と認める方法により公告します。なお、当社の個人情報の取り扱いについては、当社のホームページで公表しております。